

第 21 号 議 案

敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
一部改正の件

敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年敦賀市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(外国語指導助手及び <u>国際交流員</u> の報酬等) 第24条 この条例の規定にかかわらず、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）によって任用される外国語指導助手及び <u>国際交流員</u> の報酬等は、JETプログラムの基準によるものとする。	(外国語指導助手の報酬等) 第24条 この条例の規定にかかわらず、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）によって任用される外国語指導助手の報酬等は、JETプログラムの基準によるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

語学指導等を行う外国青年招致事業により、会計年度任用職員として国際交流員を任用したいので、この案を提出する。